

～笠原沼をめぐる水争い～

1 はじめに

笠原沼は江戸時代初期の寛永年中頃、大河内金兵衛により上下に堤を築き、金兵衛堀が掘られ、ため沼として下郷の用水源の役割で造られた。ここでは当時の沼の周囲における地先の開発やそれに伴う水争い、また、水争いの箇所等を述べてみたいと思う。

2 笠原沼年表

西暦	年号	主な出来事
1619	元和5	百間領五千石で検地が行われる。
1625頃		大河内金兵衛により上の土手・下の土手を築き、さらに河原井沼悪水落堀を笠原沼へ掘り込む。百間村の用水源として道仏橋下に定堰を造り田んぼの開発を行う。沼の水量が増えたため、笠原沼周辺の田んぼが荒地となる
1656頃	万治元頃	百間村と近所の村とで騎西領落堀堰論が起こる。
1672	寛文12	騎西領と百間村に水争いが起こり、前の通り堰をすることを認められる。
1690	元禄3	久米原・爪田ヶ谷村の者笠原沼に真菰等を植え出し秣場とし、その地も含め検地が行われる。
1693	元禄6	西原・東・西・道仏村と爪田ヶ谷・久米原・須賀村とに水争いが起こる。
1708頃	宝永5頃	笠原沼の周辺の秣場を田んぼに開発する。
1713	正徳3	野牛高岩落堀が笠原沼に掘り込まれたことにより稲が水腐れとなったため、姫宮堀の堀濠いをして欲しいと願い出る。
1715	正徳5	笠原沼の水が溢れ、蒔田だけでなく植田も水腐れとなり、笠原沼周辺の田んぼを秣場に戻して欲しいと訴える。
1722	享保7	天領及び旗本池田氏の須賀村と旗本永井氏の須賀村で地先の争いが起こる。
1722	享保7	道仏・東・西・百間村と久米原・爪田ヶ谷村とで用水堰論、道仏と蓮谷村との真菰刈り取り争いが起こる。
1724	享保9	池田新兵衛により逆井新田の開発が行われ、逆井新田落堀を掘り笠原沼に水を落とす。
1728	享保13	3月、井沢弥惣兵衛により笠原沼新田の開発が行われる。河原井沼落堀、用水堀の普請が行われ、漬地を認めてもらう。

3 笠原沼成立について

①笠原沼成立の年代

元和5年（1619）に百間村・須賀村などで検地が行われていることが、須賀村検地帳写（須賀新田戸田家文書）などにより確認でき、寛永13年（1636）の須賀村年貢割付状（須賀新田戸田家文書）に「下田1町8反1畝歩毎年荒二付」という記載があることから、この頃までに、笠原沼が成立したものと推定される。

・・・史料1

②小沼開発の時代

笠原沼の東に続く小沼の開発は、百間村の元和5年の検地帳が残っていないため、詳細は不明だが、この検地帳の書抜である享保14年の百間中島村水帳写百姓持高

改帳（百間中島村岩崎家文書）によると「下田」として記載されているため元和5年段階には開発されていたと推定でき、すでに笠原沼の下の土手は構築されていた可能性がある。

③笠原沼成立の意味

笠原沼は、大河内金兵衛久綱により関東流という手法で、上と下に土手を造り、金兵衛堀（爪田ヶ谷落堀）が掘られ、上郷（爪田ヶ谷村・野田村などの騎西領）の排水を笠原沼へ落とし込むために造られたものと考えられる。また、笠原沼に溜まった水を下郷（百間村）の用水源とする要素も大きかったようである。

大河内金兵衛は姫宮落堀に恒常的な堰を造り、下郷（百間村）用水源とした。このため上郷や笠原沼周辺の村々と下郷の百間村とで度々水争いが起こるようになる。これは、上郷では、不用な水を笠原沼に流し込むが、下郷（百間村）では、その排水路に堰を設け水位を上げ用水として利用したため、排水路が逆流し上郷の田んぼの水が溢れてしまったからである。

・・・史料2

4 笠原沼をめぐる水争い

① 万治元年（1658）頃

争った村 百間村 対 近所の村（笠原沼周辺の村）

内容 姫宮落堀に設けられた2ヶ所の用水堰の件で百間村と近所の村が水争い。

史料 「ため沼絵図」（百間本村折原家文書） 万治元年頃・・・史料3

「騎西領与百間村水論裁許状」（百間本村折原家文書） 寛文12年
・・・史料4

② 寛文12年（1672）

争った村 百間村（下郷） 対 騎西領（上郷）

内容 金兵衛堀（騎西領悪水堀）末の用水堰をめぐる争い

結果 百間村が堰を致し用水を取ることを認めるが、騎西領の悪水が滞ることがないようにすること。

史料 「騎西領与百間村水論裁許状」（百間本村折原家文書） 寛文12年
・・・史料4

「騎西領落堀堰論裁許状」（百間本村折原家文書） 元禄6年
・・・史料5

③ 元禄6年（1693）

争った村 西原村・西村・東村・道仏村 対 久米原村・須賀村・爪田ヶ谷村
（百間村） （笠原沼周囲の村）

内容 姫宮落堀の道仏堰に百間村が橋台を造ったことによる争いが起こる。

笠原沼周囲の村は金兵衛堀の末（爪田谷村地内）のも百間村の用水堰があるのだから道仏堰は取り払うべきと主張。

結果 爪田谷地内の堰から続く用水は断絶しているため、百間村の主張通り道仏堰は認める。但し、橋台は取り除き姫宮堀の川幅4間に橋をかけ沼口より堰まで230間、深さ2尺にするよう指示する。

史料 「騎西領落堀堰論裁許状」（百間本村折原家文書） 元禄6年
・・・史料5

④ 正徳3年（1713）

争った村 百間村 対 須賀村・蓮谷村

内容 新井白石により野牛高岩落堀が掘られたため、笠原沼の水量が増えたため沼口の笠原沼古堀落（姫宮落堀）の堀浚いをめぐる争い。

史料 「笠原沼古堀浚願」（須賀新田戸田家文書） 正徳3年
・・・史料6

⑤ 享保7年（1722）

争った村 旗本永井氏の須賀村 対 天領及び旗本池田氏の須賀村

内容 笠原沼周囲における須賀村の地先の開発にかかる争い

結果 旗本により地押が行われ一札が取り交わされる。

史料 「笠原沼地先開発願」（須賀新田戸田家文書） 享保7年
・・・史料7

「地境改一札」（須賀新田戸田家文書） 享保7年

⑥ 享保7年（1722）

争った村 道仏村・東村・西村・百間村 対 久米原村・爪田ヶ谷村
道仏村 対 蓮谷村

内容 道仏村・東村・西村・百間村と久米原村・爪田ヶ谷村の用水堰をめぐる争い。道仏村等は、元禄の裁許の結果、道仏堰はすでに幕府により認められている。元禄3年（1690）に爪田谷・久米原の村民が笠原沼に眞菰などを植え出したことが、水が滞る原因であるため、道仏堰を取り壊すのではなく、眞菰や田んぼなどを取り除いてほしいと訴えた。爪田谷村などの主張は、道仏の堰を恒常的な堰としてしまうと沼の近隣の村だけでなく他の地区まで水害となってしまい、更に田んぼや眞菰を勝手に植え出したという道仏村などの主張は、元禄3年の検地帳にも流田と記載されていることから矛盾すると述べた。

道仏村と蓮谷村との眞菰刈り取りの争いでは、蓮谷村の村民が笠原沼内に植えていた眞菰を道仏村の村民が刈ってしまったため起った。

結果 検地帳に記載されていないすべての田んぼや眞菰などを取り潰し、用水が滞ることがないようにし、今後、笠原沼へ田畑は勿論、葭や眞菰も植えてはいけないと決められた。

史料 「用水溜沼論並沼内刈敷出入裁許状」(杉戸宿海老原家文書)享保7年
・・・史料8

5 水争いの場所

笠原沼をめぐる水争いは大きく分けて3通りの場合がある。

- 1 百間村と騎西領(爪田谷・野田などの村)
・・・②
- 2 百間村と笠原沼周辺の村(須賀・蓮谷・久米原・爪田谷)
・・・①、③、④、⑥
- 3 その他
・・・⑤、⑥

1の場合は騎西領落堀(金兵衛堀、爪田谷落堀)の末の爪田谷地内の堰が原因

2の場合は笠原沼から出る姫宮落堀にある道仏堰が原因

3は笠原沼周囲の永荒地として年貢が引かれている場所の開発をめぐる争いが原因

ここでは、3の笠原沼周囲の永荒地の部分に焦点をあて述べてみたい。

史料2の地先出入訴状(須賀新田戸田家文書)や史料9の笠原沼蔣草植付願(須賀新田戸田家文書)によると元和5年の検地の際は年貢地として年貢を上納していたが、大河内金兵衛により金兵衛堀を掘り、沼下の姫宮堀に常堰(道仏堰)を構築したことにより先の田地が永荒地として年貢より引かれることとなる(史料1 須賀村年貢割付状)。その後、元禄2年頃、眞菰を植え馬草刈り取り場となり、さらに、宝永5年頃田んぼとして開発することとなるが、新井白石により野牛高岩落堀が掘られたことにより水量が増したことなどにより、元の蔣草植付地に戻してもらいたいと訴えている。しかし、これは認められず、享保7年段階では永荒地1町9反8畝27歩の所1町1反歩余開発し年貢を納めていることが確認できる。

これら史料を精査するとこの永荒地の場所はため沼絵図(史料3)に記載されている笠原沼北縁の田地が水をかぶっている場所であると推定される。

まとめ

今回の発表では笠原沼の水争いに焦点をしぼり行ったが、水争いには数通りのパターンがあることが分かった。今後それらのパターンそれぞれについて詳細な検討を加えていきたいと思う。また、笠原沼の開発についても今後より史料を精査し検討を加えていきたいと思う。

寛永13年 須賀村年貢割付

子ノ年百間之内須賀村御年貢可納割付之事

一 高参百石分

田畑屋敷共二

右之内

一 上田式町壹反七畝貳步

内九畝六步子ノ毛付荒二引

一 中田式町貳反七畝步

内貳畝廿步子ノ毛付荒二引

一 下田式町参反壹步

内 四畝步子ノ毛付荒二引
壹町八反壹畝步每年荒二引

田合五町七反四畝三步

内壹反五畝貳拾六步

子ノ毛付荒二引

内壹町八反壹畝步

每年荒二引

残て参町七反七畝七步

一 上田式町七畝貳拾六步

壹反二米六斗三升取

此取拾三石九升五合五勺

一 中田式町貳反四畝拾步

壹反二米五斗三升取

此取六石五斗八升九合四勺

一 下田四反五畝壹步

壹反二米四斗三升取

此取壹石九斗三升五合

ひらき

一 下田九畝四步

壹反二米四斗三升取

此取三斗九升貳合六勺

米合貳拾貳石壹升貳合五勺

一 上畑拾壹町三反四步

一 中畑拾四町六反貳拾七步

内 壹反三畝五步
每年井堀二引

一 下畑拾九町三反八畝拾貳步

一 屋敷壹町七反貳畝拾五步

畑合四拾七町壹畝貳拾八步

内 壹反三畝五步
每年井堀二引

残て四拾六町八反八畝貳拾三步

一 上畑拾壹町三反四步

壹反二米百壹文取

(4) 此取永拾壹石四百拾四文

一 中畑拾四町四反七畝廿貳步

壹反二米八拾貳文取

此取永拾壹石八百七拾壹文四分

一 下畑拾九町三反八畝拾貳步

壹反二米七拾文取

此取永拾三石五百六拾八文八分

ひらき

一 下畑六反四畝拾九步

一 屋敷壹町七反貳畝拾五步

壹反二米百五文取

此取永壹石八百拾壹文

米合貳拾貳石壹升貳合五勺

此依六拾貳石三斗壹升貳合五勺

永合参拾九石三拾三文

此金三拾九兩ひた百卅貳文

右如此相定上八米ル霜月十五日前三急度皆済可仕者也、仍如件、

寛永拾参年

五十嵐三右衛門(花押)

子ノ拾月廿八日

(後 欠カ)

史料 2 地先出入訴状

乍恐以書付御訴訟申上候事

今度御訴訟申上候地さき出入之場所永井宮内知行高不足たるべくと奉存候訳ケ

一元和五年未歳百間領五千石御檢地御改有之候其後同領蓮谷村と申ハ水

野出雲守様御知行同須賀村源七郎組ハ池田帶刀様御知行同村拙者組ハ永井宮内知行右御三分に寛永元年子年一同ニ御知行所御割渡被遊候其節ハ御年貢献上納仕候場所ニ御座候由申伝来リ候事

一大河内金兵衛様御奉行として上郷より悪水落堀笠原沼に御堀込被遊候其上沼下姫宮堀ニ常堰を築上郷落水を溜置下郷之用水ニ引申候依之右之田場荒地罷成候ニ付御三分御年貢御割付之表ニ茂永荒地或ハ永不作杯と御書付被遊毎年御引拾ニ成被下無年貢地ニ罷成候事

一姫宮堀常堰ニ付廿九年以前上郷より御 公儀様迄御訴状ニ申上候共上郷過水之時ハ拂之下郷渴水之時ハ可築之と御裁許之上双方證文被仰付相究リ申候以来沼水打々干かた相見得申候ニ付右永荒地何とそ開発仕候様ニと御地頭より被仰付別高開発仕候処ニ御帳面ニ老町九反八畝廿七步御座候處ニ漸老町老反余立縁リ之分御座候年々相応之御年貢指上

ケ来候（後部 欠）

史料 4 騎西領与百間村水論裁許状

覚

武州騎西領与同国百間村水論之事令糺明之處騎西領悪水堀之末百間村より堰を立用水取来候義十五年以前百間村近所之村々と右之堰論有之節騎西領之者構無之今度申出候義不謂事ニ候弥如先規百間村堰をいたし用水取之騎西領より落候悪水無滞様可仕候且又備前堀用水堰之義も可為同前為後鑑双方江如此證文遣置之間不可違背者也

寛文十二年壬四月六日 德五兵 印（勘定奉行徳山五兵衛）

子 杉内蔵 印（勘定奉行杉浦内臈允正昭）

松猪右 印（勘定奉行松浦猪右衛門信貞）

嶋出雲 印（江戸町奉行嶋田出雲守忠政）

渡大隅 印（江戸町奉行渡辺大隅守綱定）

本長門 印（寺社奉行本多長門守忠利）

戸伊賀 印（寺社奉行戸田伊賀守忠昌）

小山城 印（寺社奉行小笠原山城守長頼）

史料 5 騎西領落堀堰論裁許状

武州百間領西原村西村東村道佛村与同領久女原村須賀村岩付領爪田谷村騎西領落堀堰論之事百間領百姓訴候者騎西領悪水笠原沼江溜置道佛橋下ニ堰ヲ立用水引来候然ニ為新堰由申掠旨申之久米原村須賀村爪田谷村百姓申候者爪田谷村之内ニ百間領より堰致之用水引取候堀筋茂有之候道佛橋下之堰者新ニ致之候其上所々橋台築出ニ付悪水湛上郷田地及水損旨答之右論所遂糺明處騎西領河原井沼より爪田谷村迄之内左右之村之堰五ヶ所立之候然上者百間領之用水五ヶ所之堰末ニ而壑ヶ所之堰計ニ而者用水可為不足古堀跡有之由久女原須賀爪田谷三ヶ村之百姓雖申之絵図之面溝筋所々会断絶草生茂用水通候躰ニ不相見候寛文中裁許證文之趣百間領より堰ヲ立用水取候義与相見因是百間領之者爪田谷村江罷越堰ヲ立候儀ニ申掠此度申出候者相聞候笠原沼之水百間領田地為近所間直ニ引落道佛橋之下ニ堰致之儀尤ニ候且又先年之裁許百間村堰をいたし用水取之騎西領より落候悪水無滞様ニ可仕与載之雖然爪田谷村之末ニ水道無之上者百間村堰致之悪水落候為文言段無疑所之橋台之儀者三ヶ村百姓申通無紛自今以後橋台取払拂之川幅之通長サ四間ニ橋可掛之並沼口より堰場迄式百三拾間餘深サ式尺可掘之上郷滴水之節者堰取拂之水不湛様ニ可致之仍裁許之趣絵図之裏ニ記之各加印判双方江下置之間永可相守者也

元禄六年癸酉九月廿六日

稲伊賀印（勘定奉行稻生伊賀守正照）

松美濃印 (勘定奉行松平美濃守重良)
能出雲印 (江戸町奉行能勢出雲守頼相)
比安房印 (江戸町奉行北条安房守氏平)
本紀伊印 (寺社奉行本多紀伊守正永)
戸能登印 (寺社奉行戸田能登守忠真)
松老岐印 (寺社奉行松浦老岐守盛棟)

史料6 笠原沼古落堀浚い願

乍恐以書付御訴訟申上候

新井筑後守様御知行所騎西領野牛村悪水落堀当春御普請被仰付、右之落堀則笠原沼江堀コミ申候ニ付、当村之義ハ不
及申惣て浪廻堀通之村々夏中より段々水いかり、殊ニ当秋ニ罷成田畑大分水腐仕候て難儀ニ奉存候因茲右之村々此度
笠原沼古落堀さらい御普請之儀御 公儀様迄御訴訟ニ罷上候、拙者共も一同ニ御訴訟申上度奉存候得共、前方落堀御
訴訟之連判無用と被仰付、其上証文指上申候得は、内々にて右願之村なミニ罷成候ニ付乍恐以願書御訴訟申上候、
御 慈悲ニ右之落堀御訴訟之儀御料分并池田大膳様米津出羽守様御知行所一同ニ御訴訟申上候様ニ被為仰付被下候は
難有奉存候、以上、

須賀村

名主

権兵衛 印

同

加右衛門 印

組頭

伊左衛門 印

同

市兵衛 印

同

定四郎 印

石井半平 治様
石川源八 郎様

惣百姓

内田小右衛門様

史料7 笠原沼地先開発願

乍恐以書付御訴訟申上候事

御知行所百間領須賀村名主源七郎笠原沼之内旱上り相見得候得は、何所ニ不限暁と伏場も不相究メ年々所々江理不
二仕付来り候、乍然実のり不定之地ニ御座候故従此方さして貧着も不仕罷有候処ニ、当夏旱りニ付永井宮内知行所之
百姓大勢にて所持仕候地さき江植出シ仕候、立毛有之ニ付右源七郎儀当年より御願申上、御年貢指上ケ可申候由及承
候て拙者共指当り何共迷惑ニ奉存候、左候ハ、永々源七郎分ニ罷成候哉と難儀仕事にて惣百姓地さき之分少々成共
仕付申候て、御地頭江年貢相応ニ指上ケ申度候間、此方にて所持仕候地さき向後源七郎方より構不申候様ニ被為 仰
付被ハ、難有奉存候、以上、

永井宮内知行所

百間領須賀新田村

名主

享保七年寅九月

政右衛門

組頭

伊左衛門

同

吉左衛門

池田辰三郎様

御役人衆中様

史料8 用水溜沼論並沼内眞菰刈敷出入裁許状

武州埼玉郡道佛村西村東村百間村と同国同郡久米原村爪田谷村用水溜沼論並同国同郡蓮谷村と道佛村右沼内眞菰刈敷出入り裁許之事道佛村東村西村百間村訴出候者元禄年中久米原村爪田谷村と堰出入有之裁許相濟騎西領河原井沼悪水を百間領笠原沼え溜置道佛村二堰立之用水引取満水之節者堰可取払証文双方致所持其旨相守罷在候處三四年以来久米原爪田谷者共沼内え新立出致之葭眞菰植之各地頭え年貢差出見取場之由申之少々之水湛も満水之由申立道佛村堰切払候故用水無之及難儀間立出葭眞菰取払度由訴之久米原爪田谷両村答候者元禄裁許之趣相違無之候無体二堰切払段偽二候相手村者共定堰二可仕巧故如此申懸候定堰二成候而者沼近村者不及申他領迄及水損候沼内新立出仕段雖申懸五拾弍年以前私領之地改並三拾四年以前御代官所之節之檢地二沼内共二竿入水帳流田と記之町歩書載有之其以後立出不仕由答之又蓮谷村より道佛村を相手取訴候者当村水帳二相載候流田毎年水損二付御代官え相伺眞菰植付年々眞菰錢致上納候然処道佛村百姓大勢押込眞菰刈捨段申之道佛村答候者蓮谷村流田者笠原沼内二而候眞菰沼中迄年々生繁境も不相知其通二致置候得者用水悪水共及難儀候水帳吟味之上境杭相願候尤押込眞菰刈候儀者無之従前々沼干上候節者入込刈来旨答之右争論逐次逐詮議處笠原沼内致新立出葭眞菰植之儀道佛東西百間四箇村者水帳町歩外之由申之久米原爪田谷蓮谷三ヶ村者水帳町歩内之由争之地面不相決二付伊奈半左衛門家来並秋山彦太夫手代差遣地押申付処沼内二前々檢地竿請致之流田と記置町歩と地所水帳二引合相改候得者双方之村々より植出仕と相見水帳反歩より何も出歩有之或近年見取場二起候地又者当年新規致立出場所も有之其俣於差置者用水之差支二成り候事必定二候依之宝永以来之見取場並当年植出之分者不及申水帳反歩之外金兵衛堀より沼内二有之出歩之分此度地押之上相立ル境杭より沼内之分者不殘潰之用水無滞様二可仕候自今沼内え田畑者勿論葭眞菰等之新立出堅停止之畢且又金兵衛堀より沼外之分其外沼内江立出と相見水帳反歩之外之地も雖有之年来土手内二成候上者可為只今迄之通者也次二道佛村橋下堰取払時節之儀当分笠原沼渴水二而水溜之高下不相知候条自来春用水堰築立以後見分差遣水丈相斗分水可申付旨裁許之仍為後證各加印判双方え書下授之間永不可違犯者也

享保七年壬寅十一月廿五日

寛播磨印 (勘定奉行 寛播磨守正輔)

駒肥後印 (勘定奉行 駒木根肥後守政方)

御用方無加印 大下野 (勘定奉行 大久保下野守忠位)

御用方無加印 水伯耆 (勘定奉行 水野伯耆守守美)

大越前印 (江戸町奉行 大岡越前守忠相)

中出雲印 (江戸町奉行 中山出雲守時春)

土伊予印 (寺社奉行 土井伊予守利忠)

松相模印 (寺社奉行 松平相模守近禎)

牧因幡印 (寺社奉行 牧野因幡守英成)

史料9 笠原沼蔣草植付願

乍恐以願書御訴訟申上候

一笠原沼之内 殿様御知行所下田巻町九反八畝式拾七步有之候、彼沼古より下郷用水溜沼ニ御座候故永荒地ニ罷成候、然処二十七八年以來蔣植置面々馬草刈取申候所ニ、八年以前開発被為 仰付我々共難有奉存則開発仕候て毎年稲作仕付申候得共、右申上候通古より沼下ニ土堰を構上郷悪水溜置、其上 新井筑後守様御知行所騎西領野牛村より近

年悪水落新堀掘込申候ニ付、弥致満水蒔田水腐仕候、其以後水干ニ罷成植田ニ仕候得ても溜沼之儀ニ御座候得は、大雨降申候節ハ一日老夜之内ニも及大水ニ植田も水腐仕候て、累年不作ニ御座候故御年貢指上可申様無御座候得は、乍恐殿様御為ニも罷成、勿論我々共毎年種こやし二重ニ費何共難儀ニ奉存候、依之ニ何とそ右之蔭原ニ願上度奉存候得共、一旦開発仕候場所荒シ候儀如何ニ奉存候、哀願は下々畑之御年貢被為、仰付被下候は少々成共年々御年貢差上、我々共も種手間こやし二重之費立不申候て偏ニ御救ニ罷成難有奉存候、右之趣乍恐以願書を御訴訟申上候、以上、

正徳五年末三月

百間領須賀村

訴訟人

平兵衛	印
久兵衛	印
同	
平左衛門	印
同	
源兵衛	印
同	
清右衛門	印
同	
吉左衛門	印
同	
惣右衛門	印
組頭	
同	
伊左衛門	印
名主	
権兵衛	印
組頭	
定四郎	印
同	
市兵衛	印
名主	
加右衛門	印